

(外交防衛委員会)

脱税の防止のための情報の交換及び個人の所得についての課税権の配分に関する日本国政府と

バハマ国政府との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件(閣条第一九

号)(衆議院送付)要旨

この議定書は、二〇一一年(平成二十三年)に効力を生じた我が国政府とバハマ国政府との間の現行の租税情報交換協定を部分的に改正するものであり、二〇一七年(平成二十九年)二月九日にナッソーで署名されたものである。この議定書は、前文、本文五箇条及び末文から成り、その主な内容は次のとおりである。

一、経済協力開発機構(OECD)が策定した国際基準に基づく金融口座の情報交換に必要な自動的に情報の交換に関する規定を新たに設ける。

二、一において設けられる規定は、二〇一七年一月一日以後に開始する各課税年度の租税等について適用する。

三、この議定書は、両締約国のそれぞれの法令上の手続に従って承認されなければならない、その承認を通知する外交上の公文の交換の日の後三十日目の日に効力を生ずる。